

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の修正に関する官報公布

### 2) 内容

- 2018年10月12日、REACH 規則 Annex X VII (制限) を修正する官報 (EU) 2018/1513 が公布された。
- 今回はエントリ72として、33物質群のCMR物質がAnnex X VII (制限) に追加された。  
33物質群は、Appendix 12に掲載されている。  
33物質群のCMR物質が、繊維製品等に含有する場合、2020年11月1日から上市禁止となる。
- Appendix 12に記載されている主な物質
  - カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素化合物、鉛および化合物、PAH類、トルエン類 (閾値1ppm)
  - ベンゼン (閾値5ppm)
  - ホルムアルデヒド (閾値75ppm)
  - DEHP、DIPP、DPP、DnHP (閾値1,000ppm) など。

### 3) SEAJ コメント

- 今回は繊維製品等が対象の為、電機電子製品への影響は少ないと思われるが、付属品等で、ベルトやリストバンド等がある場合は、対象になる可能性がある。
- REACH 規則 Annex X VII (制限) の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

### 4) 添付情報・資料

- なし

### 5) 関連情報

- 官報 (EU) 2018/1513のURL  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R1513&from=EN>

### 6) その他

- なし